議案第１０９号

小田原市水道給水条例の一部を改正する条例

［改正理由］

災害その他非常の場合における給水装置工事の施行者の確保を図る観点から、当該工事の施行者に係る特例を定めるため改正する。

［内　　容］

１　給水装置工事の施行者に係る特例（第５条関係）

本市以外の水道事業者が指定した業者は、災害その他非常の場合において、軽微な変更以外の給水装置工事を施行させる必要があると事業管理者が認めるときは、当該工事を施行することができることとする。

２　その他

規定を整備することとする。

［適　　用］

公布の日